

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定	一	宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	五
○右同	二	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五
○結核指定医療機関の指定	二	○開発行為に関する工事の完了	五
○土地改良事業の施行同意	三	○右同	六
○右同	三	○右同	六
○右同	三	○一般競争入札の実施	七
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	四	○選挙管理委員会告示	七
○土地区画整理組合の解散認可	四	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	八
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	四	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	九
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	四	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	一〇
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五	○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動	一一

告示

奈良県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。
平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
株式会社エース	奈良市高天市町二二一	グループホーム太陽十津川折立の郷	吉野郡十津川村折立三六四一一	居宅サービスの種類	平成十六年九月七日
有限会社ヒロシヨウ	大和高田市野口二七九	訪問介護うたたね	大和高田市野口二七九	訪問介護	平成十六年九月十五日
社会福祉法人川上村社会福祉協議会	吉野郡川上村大字迫五九〇一一	社会福祉法人川上村社会福祉協議会	吉野郡川上村大字迫五九〇一一	通所介護	平成十六年九月六日
有限会社ジエイ・プロジェクト	天理市喜殿町五	コールステーションまもるちゃん	天理市喜殿町五一	訪問介護	平成十六年九月十五日
有限会社か	葛城市加守	有限会社か	葛城市加守	訪問介護	平成十六年

			<p>奈良県告示第三百六十三号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十月十三日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。</p> <p>平成十六年十月二十二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		
協議者	事業名	地区名	大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（ため池整備）	千東池地区
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	馬司2地区	大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	新木2地区
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	八条地区	大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	本庄地区

			<p>奈良県告示第三百六十四号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十月十三日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。</p> <p>平成十六年十月二十二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		
協議者	事業名	地区名	大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	上三橋地区
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	新庄地区	大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	榎木地区
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備）	発志院2地区	安堵町長 島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	笠目地区
安堵町長 島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業（農道整備）	窪田地区	島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業（農道整備）	

奈良県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十月十三日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

協議者	明日香村長 関義清	事業名	水と農地活用促進事業（農道整備）	地区名	東山地区
-----	--------------	-----	------------------	-----	------

奈良県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、五條市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十七号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称
橿原市北妙法寺土地区画整理組合
- 二 事業施行期間

平成十七年二月十日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

橿原市北妙法寺町、土橋町、豊田町及び曾我町の各一部

四 事務所の所在地

橿原市北妙法寺町一〇一番地

五 設立認可の年月日

平成十七年二月十日

六 解散認可の年月日

平成十六年十月二十二日

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ビユーティク	橿原市上品寺町二三九一四	ケアクラブト弥生	橿原市上品寺町二三九一四	居宅介護	平成十六年十月十六日
社会福祉法人以和貴会	香芝市尼寺六一六	そらる3	香芝市尼寺六一六	居宅介護	平成十六年十月十六日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	株式会社ビユーテイク	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市上品寺町二二九九一四	事業者の名	株式会社ビユーテイク	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市上品寺町二二九九一四
称	ラフト弥生	称	ト弥生	地	香芝市尼寺六	居宅支援の種類	居宅介護
称	社会福祉法人以和貴会	称	そゝる2	地	香芝市尼寺六一六	居宅支援の種類	居宅介護
指定年月	平成十六年十月十六日	指定年月	平成十六年十月十六日	地	香芝市尼寺六一六	居宅支援の種類	居宅介護

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	奈良ヘルスケアシステム株式会社	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡田原本町千代一一四三一七	事業者の名	奈良ヘルスケアシステム株式会社	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡田原本町千代六三二一一
称	ム株式会社	称	ム株式会社	地	（変更前） 磯城郡田原本町新町一二〇	居宅支援の種類	居宅介護
称	奈良ヘルスケアシステム株式会社	称	奈良ヘルスケアシステム株式会社	地	（変更後） 磯城郡田原本町千代六三二一一	居宅支援の種類	居宅介護
指定年月	平成十五年十二月一日	指定年月	平成十五年十二月一日	地	（変更後） 磯城郡田原本町千代六三二一一	居宅支援の種類	居宅介護

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	株式会社ビユーテイク	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市上品寺町二二九九一四	事業者の名	株式会社ビユーテイク	事業者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市上品寺町二二九九一四
称	ラフト弥生	称	ト弥生	地	香芝市尼寺六	居宅支援の種類	居宅介護
称	社会福祉法人以和貴会	称	そゝる1	地	香芝市尼寺六一六	居宅支援の種類	居宅介護
指定年月	平成十六年十月十六日	指定年月	平成十六年十月十六日	地	香芝市尼寺六一六	居宅支援の種類	居宅介護

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年八月三十一日第七四一六一号
平成十六年十月六日第七四一六一号
- 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月十四日第六一一二二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月十四日第三四九四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市中町三一番地ノ一の一部及び三二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市芝一〇二九番地ノ一

三幸商事株式会社 代表取締役 松浦眞佐人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市中町三一番地ノ一及び三二番地ノ一の各一部

下水道 天理市中町三一番地ノ一及び三三番地ノ一の各一部

水路 天理市中町三一番地ノ一及び三三番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年九月三日高土第一六一一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月六日高土第六二二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市北今市五丁目六三〇番地ノ三、六三〇番地ノ四の一部、六三〇番地ノ五、六三〇番地ノ六の一部、六三〇番地ノ七、六三一番地ノ一の一部、六三一番地ノ四の一部及び六三二番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市本町一三九七番地

香芝市長 先山昭夫

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十月二十二日

一 許可番号

平成十六年五月二十八日奈土第八六一四号

平成十六年九月二十一日奈土第八六一二〇号

奈良県知事 柿本善也

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十七日奈土第二三三六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十七日奈土第二〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域

天理市合場町三四番地ノ三、三四番地ノ四、三四番地ノ六及び三四番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市合場町二一番地

森馬増雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市合場町三四番地ノ七

一 許可番号

平成十六年九月十三日奈土第八六一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月十二日奈土第二三三七号

三 開発区域に含まれる地域

天理市田井庄町六八二番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区曾根崎一丁目二番六号

関電不動産株式会社 取締役社長 鍵本昌久

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十月二十二日

一 許可番号

平成十六年八月九日桜土第三七一一六号

平成十六年九月二十九日桜土第三七一一六号

奈良県知事 柿本善也

二 検査済証番号

- 三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月十二日桜土第五六一九号
開発区域に含まれる地域
- 三 桜井市大字川合二六九番地ノ二及び二六九番地ノ三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市東新堂三六二番地ノ一
籠島啓文

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第六百六十七条の六の規定により公告します。

平成十六年十月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 入札に付する物件

- (一) 物件番号1 奈良市高畑町一二〇三番四 宅地 二六六・六七²m
- (二) 物件番号2 奈良市法蓮町七〇八番一二 宅地 二六九・九五²m
- (三) 物件番号3 大和高田市片塩町二九六番一 宅地 二六六・六九²m
- (四) 物件番号4 宇陀郡大字陀町西山二九一番四 宅地 三〇四・二〇²m
建物 九八・七七²m
- (五) 物件番号5 宇陀郡榛原町福地一一番 宅地 一六六・一七²m

注 物件番号4は建物付で売却します。

2 入札に参加する者に必要な資格

施行令第六百六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

3 一般競争入札申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間及び配布場所

- (一) 配布期間
平成十六年十月二十二日（金）から同年十一月十八日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- (二) 配布場所

- 奈良県総務部管財課（奈良市登大路町三〇 奈良県庁主棟一階）
- 奈良県高田県税事務所総務課（大和高田市大中九八一四 高田総合庁舎内）
- 奈良県大宇陀土木事務所庶務課（宇陀郡大宇陀町迫間九〇一一）

- 4 奈良県東部農林振興事務所総務企画課（宇陀郡榛原町萩原一四四一一）
契約条項を示す場所
- 奈良県総務部管財課

5 入札参加申込みの方法

- (一) 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、2の資格のある者であること等を誓約する書面を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。
- (1) 一般競争入札申込書及び誓約書（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

ア 送付先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇 奈良県総務部管財課

イ 受付期間

平成十六年十一月十八日（木）までに到着したものに限り、受け付けます。

(2) 申込書等を持参する場合

ア 受付場所

奈良県総務部管財課

イ 受付期間

平成十六年十一月十八日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

6 現地説明を行う日時及び場所

物件番号	現地説明を行う日時	説明場所
1	平成十六年十一月十日（水） 午前九時三十分	現地
2	平成十六年十一月十日（水） 午前十一時	現地
3	平成十六年十一月十日（水） 午後二時	現地
4	平成十六年十一月十一日（木） 午後一時三十分	現地

7 入札の日時、場所等
(一) 日時及び場所

5	平成十六年十一月十一日(木)	午後三時	現地
---	----------------	------	----

物件 番号	入札及び開札の日時		入札及び開札の 場所
1	平成十六年十一月二十五日(木)	午前九時三十分	奈良市登大路町 三〇 奈良県庁主棟六 階第六三会議室
2	平成十六年十一月二十五日(木)	午前十一時	
3	平成十六年十一月二十五日(木)	午後一時	
4	平成十六年十一月二十五日(木)	午後二時三十分	
5	平成十六年十一月二十五日(木)	午後四時	

(二) 郵便による入札は、行いません。

8 開札の日時及び場所

開札は、入札後入札を行った場所において直ちに行います。

9 入札保証金

入札者は、入札見積額の百分の五以上の額を入札保証金として、入札執行当日の受付時に納めなければなりません。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (一) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (三) 一般競争入札実施要領に違反した入札

11 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

12 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

- (一) 契約書の作成の要否
- 要

(二) 売買代金の支払方法

契約締結時に売買代金の百分の十以上の額の契約保証金を納付し、契約締結の後、県が発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

13 入札保証金の帰属

落札者が落札決定の日から平成十六年十二月三日(金)までに契約を締結しないときは、9の入札保証金は違約金として県に帰属します。

14 入札の詳細

一般競争入札実施要領によります。

15 問い合わせ先

奈良県総務部管財課 電話〇七四二一二七七八四〇六

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年十月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の 所在地	届出年月日

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
(政党の支部)				
<p>奈良県選挙管理委員会告示第七十五号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成十六年十月二十二日</p> <p>奈良県選挙管理委員会 委員長 田中義雄</p>				
大和郡山行政監視委員会	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六	平成十六年九月八日
阪谷均を支援する会	河広隆	吉本浩章	吉野郡天川村中越一二四	平成十六年九月八日
下中あきひろ後援会	下中常子	盆子原孝	橿原市白檀町三一一一五	平成十六年九月十三日
奈良しんすけ会	前川佳央	福本幸一	奈良市高畑町一一一六	平成十六年九月十七日
均山会西川ひとし後援会	浪原昭治	勝根明美	北葛城郡新庄町弁之庄五八一二	平成十六年九月二十一日
松木雅徳後援会	森島清隆	藤原達之	橿原市曾我町六一八三三	平成十六年九月二十七日

自由民主党奈良県参議院選挙区第一支部	主たる事務所	香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南町一一三	平成十六年九月八日
自由民主党奈良県支部連合会	会計責任者	松井正剛	安井宏一	平成十六年九月十四日
民主党奈良県参議院選挙区第一総支部	主たる事務所	奈良市三条大路一一一九〇	奈良市登大路町三六	平成十六年九月二十四日
自由民主党安堵町支部	主たる事務所	生駒郡安堵町東安堵六七〇一一	生駒郡安堵町岡崎五七六	平成十六年九月二十七日
	代表者	平山亘	近藤寿一	
	会計責任者	柿本幸一	岡田裕明	
政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
奈良市服部三男雄後援会	主たる事務所	香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南町一一三	平成十六年九月八日
服部三男雄君を囲む会	主たる事務所	香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南町一一三	平成十六年九月八日
新政フォーラム	主たる事務所	香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南	平成十六年九月

(その他の政治団体)

清政会	水本ひでこ後援会	西川ひとし後援会	三司会	服部三男雄君を励ます会	政雄会	奈良政治新興会	
主たる事務 所の所在地 会計責任者	主たる事務 所の所在地 名称	主たる事務 所の所在地 名称	主たる事務 所の所在地 名称	主たる事務 所の所在地 名称	主たる事務 所の所在地 名称	主たる事務 所の所在地 名称	所の所在地
奈良市三条大路 一一一九〇 藤原夕起子	檀原市山之坊町 五六五 水本ひでこ後援会	檀原市山之坊町 五六五 西川ひとし後援会	奈良市西大寺南 町一一三 香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南 町一一三 香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南 町一一三 香芝市磯壁一一〇五七	奈良市西大寺南 町一一三 香芝市磯壁一一〇五七	町一一三
平成十六年九月二十四日	平成十六年九月二十二日	平成十六年九月十日	平成十六年九月九日	平成十六年九月九日	平成十六年九月八日	平成十六年九月八日	月八日

前川きよしげを支える会	前川きよしげを支える会	前川きよしげを支える会	前川きよしげを支える会
主たる事務 所の所在地 会計責任者	主たる事務 所の所在地 会計責任者	主たる事務 所の所在地 会計責任者	主たる事務 所の所在地 会計責任者
奈良市三条大路 一一一九〇 藤原夕起子	奈良市三条大路 一一一九〇 藤原夕起子	奈良市三条大路 一一一九〇 藤原夕起子	奈良市三条大路 一一一九〇 藤原夕起子
大和郡山市杉町 二〇九一四 西井龍作	大和郡山市杉町 二〇九一四 西井龍作	大和郡山市杉町 二〇九一四 山岸克巳	大和郡山市杉町 二〇九一四 山岸克巳
平成十六年九月二十四日	平成十六年九月二十四日	平成十六年九月二十四日	平成十六年九月二十四日

奈良県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年十月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
奈良奥野会	小山良蔵	平成十六年九月二十九日
のこの知恵子奈良県後援会	出口武男	平成十六年九月三十日

奈良県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年十月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

前川清成	服部三男雄	公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
清成会	新政フォーラム				香芝市磯壁一 一〇五七	奈良市西大寺 南町一三	平成十六年 九月十日
主たる事務所 の所在地	主たる事務所 の所在地				○ 奈良市三条大 路一〇一―九	奈良市二条町 三一五―二〇	平成十六年 九月二十四 日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。